

要領書

- 一、六月五日、生活保護法ヲナスコト
- 二、解雇者ノ絶對ニ出サヌコト
- 三、雨天作業夜荷役ノ際日給五割増ニシコト
- 四、退職手當ヲ制定スルコト
- 五、産後代ノ休暇ヲナスコト
- 六、争議中、日給金額ヲ支給スルコト
- 七、争議費用金額ヲ負担スルコト

以上

6. 6. 31
第 2542

労務部第二〇六二號

昭和六年五月二十八日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

神奈川県知事 殿

川寄三井埠頭争議解決ノ件

要旨……五月廿一日労資会見、結果円満解決セリ

標記争議ニ関シ屢報ノ通りナルカ代、後、状況左ノ通り

五月廿日午後二時三十分ヨリ日本橋区磯子町一等地三井物産株式会社ニ於テ争議関係代表存森崔松外五名ト会社側江尻常三郎ト会見折衝シタルカ物別トナリ更ニ二十一日午前十